

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年5月11日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

国民健康保険事業の取扱いについて（合併協定項目番号：27）

- 1 国民健康保険税については、次のとおりとする。
課税方式については、現行のとおりとする。
税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、不均一課税とし、平成19年までに調整を行い統一する。
賦課限度額、保険税の軽減については、現行のとおりとする。
納期については、地方税の納期の検討と併せて調整する。
- 2 国民健康保険給付については、現行のまま新町においても引き続き実施する。
なお、給付額については、合併までに調整する。
- 3 国民健康保険運営協議会については、合併後、新町において新たに設置する。
なお、委員構成については旧町村委員を含めて、旧町村間の均衡に配慮して合併時に調整する。
- 4 国民健康保険保健事業については、次のとおりとする。
鍼灸マッサージ施術補助については、合併後、新町において調整する。
家庭用常備薬配布、健康優良表彰については、合併後、新町において検討する。
- 5 高額療養費及び出産資金貸付事業については、新町において検討する。
- 6 国保財政調整基金については、国保税制基盤の安定・強化の観点から、現行のまま持ち寄り設置することとする。
なお、基準額超過分については明確に管理し、国民健康保険税不均一課税の財源とする。

平成16年5月11日 確認

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	27-1	事務事業名	国民健康保険税

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	<p>国民健康保険税については、次のとおりとする。</p> <p>課税方法については、現行のとおりとする。</p> <p>税率については、平成16年度より3年間は合併特例法第10条の規定を適用し、不均一課税とし、その期間内に調整を行い統一する。</p> <p>賦課限度額、保険税の軽減については、現行のとおりとする。</p> <p>納期については、地方税の納期の検討と併せて調整する。</p>
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯に対して課する。 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。 	矢部町と同じ	矢部町と同じ	<p>国民健康保険税については、次のとおりとする。</p> <p>課税方法については、現行のとおりとする。</p> <p>税率については、合併より3年間は合併特例法第10条の規程を適用し、不均一課税とし、その期間内に調整を行い統一する。</p> <p>賦課限度額、保険税の軽減については、現行のとおりとする。</p> <p>納期については、地方税の納期の検討と併せて調整する。</p>
課税方法	4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
税率	<p>医療給付費分</p> <p>所得割額：8.5%</p> <p>資産割額：64.43%</p> <p>均等割額：25,680円</p> <p>平等割額：29,160円</p> <p>介護納付金分</p> <p>所得割額：0.71%</p> <p>資産割額：7.22%</p> <p>均等割額：5,600円</p> <p>平等割額：3,500円</p>	<p>医療給付費分</p> <p>所得割額：5.0%</p> <p>資産割額：45.0%</p> <p>均等割額：18,000円</p> <p>平等割額：20,000円</p> <p>介護納付金分</p> <p>所得割額：0.9%</p> <p>資産割額：13.0%</p> <p>均等割額：7,300円</p> <p>平等割額：4,700円</p>	<p>医療給付費分</p> <p>所得割額：6.4%</p> <p>資産割額：45.0%</p> <p>均等割額：20,700円</p> <p>平等割額：25,000円</p> <p>介護納付金分</p> <p>所得割額：1.09%</p> <p>資産割額：8.94%</p> <p>均等割額：6,130円</p> <p>平等割額：4,020円</p>	
賦課限度額	<p>医療給付費分：530,000円</p> <p>介護納付金分：80,000円</p>	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
賦課期日	4月1日	矢部町と同じ	矢部町と同じ	

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	27-1	事務事業名	国民健康保険税

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調査項目		矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
保険税の 軽減	7割軽減	法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る ア 被保険者均等割額1人について 17,976円 イ 世帯別平等割額1世帯について 20,412円 ・介護納付課税被保険者に係る ウ 被保険者均等割額1人について 3,920円 エ 世帯別平等割額1世帯について 2,450円	矢部町と同じ ア 12,600円 イ 14,000円 ウ 5,110円 エ 3,290円	矢部町と同じ ア 14,490円 イ 17,500円 ウ 4,291円 エ 2,814円	
	5割軽減	法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る ア 被保険者均等割額1人について 12,840円 イ 世帯別平等割額1世帯について 14,580円 ・介護納付課税被保険者に係る ウ 被保険者均等割額1人について 2,800円 エ 世帯別平等割額1世帯について 1,750円	矢部町と同じ ア 9,000円 イ 10,000円 ウ 2,785円 エ 1,735円	矢部町と同じ ア 10,350円 イ 12,500円 ウ 3,065円 エ 2,010円	
	2割軽減	法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る ア 被保険者均等割額1人について 5,136円 イ 世帯別平等割額1世帯について 5,832円 ・介護納付課税被保険者に係る ウ 被保険者均等割額1人について 1,120円 エ 世帯別平等割額1世帯について 700円	矢部町と同じ ア 3,600円 イ 4,000円 ウ 1,460円 エ 940円	矢部町と同じ ア 4,140円 イ 5,000円 ウ 1,226円 エ 804円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

3 - 3

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	27 - 1	事務事業名	国民健康保険税

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針			
納期	第1期	6月1日～6月30日	第1期	5月1日～5月31日	第1期	4月1日～4月30日	
	第2期	7月1日～7月31日	第2期	7月1日～7月31日	第2期	7月1日～7月31日	
	第3期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第3期	8月1日～8月31日	
	第4期	9月1日～9月30日	第4期	12月1日～12月25日	第4期	10月1日～10月31日	
	第5期	10月1日～10月31日			第5期	11月1日～11月30日	
	第6期	11月1日～11月30日			第6期	12月1日～12月25日	
	第7期	12月1日～12月25日					
	第8期	1月1日～1月30日					
	第9期	2月1日～2月28日					
	第10期	3月1日～3月31日					

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	27-2	事務事業名	国民健康保険給付に関する事

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	<p>保険給付については、現行のまま新町においても引き続き実施する。 なお、給付額については、合併後までに調整する。</p>
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
出産育児一時金	1件 300,000円	矢部町と同じ	矢部町と同じ	<p>現行のまま新町においても引き続き実施する。</p> <p>なお、給付額については、合併までに調整する。</p>
葬祭費	1件 20,000円	矢部町と同じ	1件 30,000円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	27-3	事務事業名	国民健康保険運営協議会

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	国民健康保険運営協議会については、合併後新町において新たに設置する。 なお、委員構成については旧町村間の均衡に配慮して合併時に調整する。
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
委員構成	被保険者を代表する委員 4名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名 公益を代表する委員 4名 任期：2年（H15.4.1～H17.3.31）	被保険者を代表する委員 2名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2名 公益を代表する委員 2名 任期：2年（H15.12.1～H17.11.30）	被保険者を代表する委員 3名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名 公益を代表する委員 3名 任期：2年（H15.10.1～H17.9.30）	合併後新町において新たに設置する。 なお、委員構成については旧町村間の均衡に配慮して合併時に調整する。
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> 一部負担金の負担に関すること 保険税に関すること 保険給付の種類及び内容に関すること 直営診療所の設置に関すること 保健施設の実施大綱に関すること その他首長において重要と認めること 	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
運営委員会開催回数	年3回（6月、11月、3月） （年1回の研修を含む）	年3回（7月、11月、3月） （年1回の研修を含む）	年3～4回 （開催月は主に7月、11月、3月）	
報酬等	報酬：委員長 6,100円 委員 6,000円 費用弁償：平均5,000円/人 研修費：10,000円/人	報酬：全委員 6,600円 費用弁償：全委員 2,200円 研修費：10,000円/人	報酬：委員長 6,500円 委員 6,200円 費用弁償：全委員 1km当たり単価×距離数 研修費：なし	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	27-4	事務事業名	国民健康保険保健事業

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	<p>国民健康保険保健事業については、次のとおりとする。</p> <p>針灸マッサージ施術補助については、合併後、新町において調整する。</p> <p>家庭用常備薬配布、健康優良表彰については、合併後、新町において検討する。</p>
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
針灸マッサージ 施術補助	<p>全世帯対象</p> <p>1世帯当たり 15枚/年 1,000円/枚</p> <p>全部一般会計にて実施</p> <p>(国保会計からの支出はなし)</p>	<p>国保世帯のみ対象</p> <p>1世帯当たり 15枚/年 1,000円/枚</p> <p>ただし同世帯で40歳以上の被保険者が2人以上 いる場合 30枚/年</p>	<p>国保世帯のみ対象</p> <p>1人当たり 36枚/年 1,000円/枚</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>針灸マッサージ施術補助については、合併後、新町において調整する。</p> <p>家庭用常備薬配布、健康優良表彰については、合併後、新町において検討する。</p>
家庭常備薬配布	実施なし	実施なし	2,000円の医薬品引換券を国保世帯に配布	
健康優良表彰	<p>対象者：前年度無受診者で、滞納世帯、中途加入者、中途喪失者、表彰時喪失者を除く。</p> <p>記念品：1世帯当たり、矢部町商工会発行の10,000円の商品券</p>	<p>対象者：前年度無受診で、滞納世帯、中途加入者、中途喪失者、表彰時喪失者を除く。</p> <p>老人については、社保加入者も対象。</p> <p>記念品：1人当たり、清和村商工会発行の2,000円の商品券</p>	実施なし	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	27 - 5	事務事業名	国民健康保険貸付制度

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	高額医療費貸付事業、出産資金貸付事業については、新町において検討する。
------	-------------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
高額医療費貸付事業	実施なし	実施なし	<ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額：高額療養費の10分の9 利率：無利子 基金（500万円）を設置。 	高額医療費貸付事業、出産資金貸付事業については、新町において検討する。
出産資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者 貸付限度額：出産育児一時金の10分の8 利率：無利子 基金（200万円）を設置。 	実施なし	実施なし	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	27 - 6	事務事業名	国保財政調整基金

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	<p>国保財政調整基金については、国保税制基盤の安定・強化の観点から、最低基準額及び超過分を持ち寄り設置することとする。 なお、基準額超過分については、国民健康保険税不均一課税の財源とする。</p>
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
基金状況	<p>H14年度基金保有額(A)：214,048千円 1人当たり：30千円 1世帯当たり：76千円</p> <p>基準額(B)：316,621千円 (年間医療費過去3ヶ年平均の25%)</p> <p>基準額対比(B/A)：67.6%</p> <p>基金積立額算式：歳計剰余金の100分の10</p> <p>最低基準額(C)：基準額(B)の67.6%</p>	<p>H14年度基金保有額(A)：260,056千円 1人当たり：128千円 1世帯当たり：335千円</p> <p>基準額(B)：74,525千円 (年間医療費過去3ヶ年平均の25%)</p> <p>基準額対比(B/A)：349.0%</p> <p>基金積立額算式：剰余金の100分の10</p> <p>最低基準額(C)：基準額(B)の67.6%</p>	<p>H14年度基金保有額(A)：222,176千円 1人当たり：81千円 1世帯当たり：205千円</p> <p>基準額(B)：116,657千円 (年間医療費過去3ヶ年平均の25%)</p> <p>基準額対比(B/A)：190.6%</p> <p>基金積立額算式：歳計剰余金の一部 (保険給付に要した費用の前3ヶ年の平均年額の3分の1に相当する額に達するまで。)</p> <p>最低基準額(C)：基準額(B)の67.6%</p>	<p>国保税制基盤の安定・強化の観点から、最低基準額及び超過分を持ち寄り設置することとする。</p> <p>なお、基準額超過分については、国民健康保険税不均一課税の財源とする。</p>